

土木工事積算要領（一般土木編） の 改定・追加・訂正

ページ	積算要領	改定 追加 訂正	適用年月日(平成29年7月3日以降積算基準日適用)
要領・ 土木 6			
現行	<p>(イ) 建設機械の自走による運搬に要する費用。 ただし、トラッククレーンラヂスジブ型25t吊及び油圧伸縮ジブ型80t吊以上は積上げ計上する。</p> <p>(ニ) 建設機械等（重建設機械含む）の日々回送（分解・組立・輸送）に要する費用。</p> <p>(ホ) 質量20t以上の建設機械の現場内小運搬に要する費用。 ただし、特殊な現場条件により分解・組立を必要とする場合は、別途加算する。</p> <p>(ヘ) トラッククレーン（油圧伸縮ジブ型20～50t吊）・ラフテレーンクレーン（油圧伸縮ジブ型20～70t吊）の分解、組立及び輸送に要する費用。</p> <p>ロ 建設機械器具の運搬等に要する費用で積上げ計上とする項目は次のとおりとする。</p> <p>(イ) 質量20t以上の建設機械の貨物自動車等による運搬に要する費用。 なお、運搬される建設機械の運搬中の賃料又は損料についても積上げるものとする。 ただし、建設機械の日々回送の場合は、共通仮設費率に含む。</p> <p>(ロ) 仮設材等（鋼矢板、H形鋼、覆工板、敷鉄板等）の運搬に要する費用。 ただし、敷鉄板については敷鉄板設置撤去で積上げ計上した敷鉄板を対象とする。</p> <p>(ハ) 重建設機械の分解・組立及び輸送に要する費用。（運搬中の本体賃料・損料及び分解・組立時の本体賃料含む。） ただし、トラッククレーン（油圧伸縮ジブ型20～50t吊）・ラフテレーンクレーン（油圧伸縮ジブ型20～70t吊）は共通仮設費率に含まれる。</p> <p>(ニ) 上記に掲げるもののほか、工事施工上必要な建設機械器具の運搬等に要する費用。</p> <hr style="border: 1px dashed red;"/> <hr style="border: 1px dashed red;"/>		
同上			
改定	<p>(ハ) 建設機械の自走による運搬に要する費用。 ただし、トラッククレーンラヂスジブ型25t吊及び油圧伸縮ジブ型80t吊以上は積上げ計上する。</p> <p>(ニ) 建設機械等（重建設機械含む）の日々回送（分解・組立・輸送）に要する費用。</p> <p>(ホ) 質量20t以上の建設機械の現場内小運搬に要する費用。 ただし、特殊な現場条件により分解・組立を必要とする場合は、別途加算する。</p> <p>(ヘ) トラッククレーン（油圧伸縮ジブ型20～50t吊）・ラフテレーンクレーン（油圧伸縮ジブ型20～70t吊）の分解、組立及び輸送に要する費用。</p> <p>ロ 建設機械器具の運搬等に要する費用で積上げ計上とする項目は次のとおりとする。</p> <p>(イ) 質量20t以上の建設機械の貨物自動車等による運搬に要する費用。 なお、運搬される建設機械の運搬中の賃料又は損料についても積上げるものとする。 ただし、建設機械の日々回送の場合は、共通仮設費率に含む。</p> <p>(ロ) 仮設材等（鋼矢板、H形鋼、覆工板、敷鉄板等）の運搬に要する費用。 ただし、敷鉄板については敷鉄板設置・撤去で積上げ計上した敷鉄板を対象とする。</p> <p>(ハ) 重建設機械の分解・組立及び輸送に要する費用。（運搬中の本体賃料・損料及び分解・組立時の本体賃料含む。） ただし、トラッククレーン（油圧伸縮ジブ型20～50t吊）・ラフテレーンクレーン（油圧伸縮ジブ型20～70t吊）は共通仮設費率に含まれる。</p> <p>(ニ) 上記に掲げるもののほか、工事施工上必要な建設機械器具の運搬等に要する費用。</p> <p><u>(ホ) 上記イ及びロ（イ）から（ニ）における自動車航送船使用料に要する費用（運搬中の本体賃料・損料を含む。）</u></p>		

土木工事積算要領（一般土木編） の 改定・追加・訂正

ページ	積算要領	改定 追加 訂正	適用年月日（平成29年7月3日以降積算基準日適用）
要領・ 土木 9	<p>含む)</p> <p>(ウ) 品質証明に係る費用（品質証明費）</p> <p>ロ 技術管理費として積算する内容で積上げ計上する項目は、次のとおりとする。</p> <p>(イ) 特別な品質管理等に要する費用。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土質等試験：品質管理基準に記載されている項目以外の試験 ・地質調査：平板載荷試験、ボーリング、サウンディング、その他原位置試験 ・グラウンドアンカー工の基本調査試験 <p>(ロ) 現場条件等により積上げ計上する項目は次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・軟弱地盤等における計器の設置・撤去及び測定・取りまとめに要する費用 ・試験盛土等の工事に要する費用、トンネル（NATM）の計測Bに要する費用 ・下水道工事において目視による出来形の確認が困難な場合に用いる特別な機器に要する費用 ・施工前に既設構造物の配筋状況の確認を目的とした特別な機器（鉄筋探査等）を用いた調査に要する費用 <p>(ハ) 施工合理化調査に要する費用</p> <p>~~~~~</p> <p>~~~~~</p> <p>~~~~~</p> <p>~~~~~</p> <p>(ニ) その他前記イ、ロ、ハに含まれない項目で、特に技術的判断に必要な資料の作成に要する費用</p>		
現行	<p>(8) 営繕費の積算</p> <p>1) 営繕費として積算する内容は次項のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 現場事務所、試験室等の営繕（設置・撤去、維持・修繕）に要する費用 ロ 労働者宿舍の営繕（設置・撤去、維持・修繕）に要する費用 ハ 倉庫及び材料保管場の営繕（設置・撤去、維持・修繕）に要する費用 ニ 労働者の輸送に要する費用 ホ 上記イ、ロ、ハに係る土地・建物の借上げに要する費用 ヘ 監督員詰所、火薬庫の営繕（設置・撤去、維持・修繕）に要する費用 ト イからヘに掲げるもののほか工事施工上必要な営繕等に要する費用 <p>2) 積算方法</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 営繕費として積算する内容で共通仮設費率に含まれる項目は、上記 1) のイ、ロ、ハ、ニ、ホと、ヘのうち、コンクリートダム・フィルダム工事では、監督員詰所及び火薬庫等の設置・撤去、維持・補修に要する費用を含む。 ロ 営繕費として積算する内容で積上げ計上する項目は、次のとおりとする。 <ul style="list-style-type: none"> (イ) 監督員詰所及び火薬庫等の営繕（設置・撤去、維持・修繕）に要する費用 監督員詰所及び火薬庫等の設置は、工事期間、工事場所、施工時期、工事規模、監督体制等を考慮して土地の借上げ費用等を含めた必要な経費を積上げるものとする (ロ) 現場事務所、監督員詰所等の美装化、シャワーの設置、トイレの水洗化等のイメージアップに要する費用 (ハ) その他、現場条件等により積上げを要する費用 ハ 上記（ロ）の積算方法は別途定める。 <p>3) 除雪工事（業務）で営繕費の補正を行う場合の共通仮設費率の補正</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 除雪工事（業務）で現場事務所、労働者宿舍、倉庫を貸与する場合の共通仮設費率の補正について積算基準において、共通仮設費率に含まれる営繕費の項目は、上記のとおりであるが、除雪工事（業務）においては、現場事務所、労働者宿舍、倉庫を貸与する場合がある。そのため、共通仮設費率に対して現場事務所、労働者宿舍、倉庫の設置・撤去・維持・補修の割引補正を行う必要がある 		

土木工事積算要領（一般土木編） の 改定・追加・訂正

ページ	積算要領	改定 追加 訂正	適用年月日（平成29年7月3日以降積算基準日適用）
要領・ 土木 9 改定	<p>含む)</p> <p>(ワ) 品質証明に係る費用（品質証明費）</p> <p>ロ 技術管理費として積算する内容で積上げ計上する項目は、次のとおりとする。</p> <p>(イ) 特別な品質管理等に要する費用。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土質等試験：品質管理基準に記載されている項目以外の試験 ・地質調査：平板載荷試験、ボーリング、サウンディング、その他原位置試験 ・グラウンドアンカー工の基本調査試験 <p>(ロ) 現場条件等により積上げ計上する項目は次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・軟弱地盤等における計器の設置・撤去及び測定・取りまとめに要する費用 ・試験盛土等の工事に要する費用、トンネル（NATM）の計測Bに要する費用 ・下水道工事において目視による出来形の確認が困難な場合に用いる特別な機器に要する費用 ・施工前に既設構造物の配筋状況の確認を目的とした特別な機器（鉄筋探査等）を用いた調査に要する費用 <p>(ハ) 施工合理化調査に要する費用</p> <p><u>(ニ) I.C.T建設機材に要する以下の費用</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・保守点検 ・システム初期費 ・3次元起工測量、3次元設計データの作成費用 <p><u>(ホ) その他前記(イ) (ロ) (ハ) (ニ) に含まれない項目で、特に技術的判断に必要な資料の作成に要する費用</u></p> <p>(8) 営繕費の積算</p> <p>1) 営繕費として積算する内容は次項のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 現場事務所、試験室等の営繕（設置・撤去、維持・修繕）に要する費用 ロ 労働者宿舍の営繕（設置・撤去、維持・修繕）に要する費用 ハ 倉庫及び材料保管場の営繕（設置・撤去、維持・修繕）に要する費用 ニ 労働者の輸送に要する費用 ホ 上記イ、ロ、ハに係る土地・建物の借上げに要する費用 ヘ 監督員詰所、火薬庫の営繕（設置・撤去、維持・修繕）に要する費用 ト イからヘに掲げるもののほか工事施工上必要な営繕等に要する費用 <p>2) 積算方法</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 営繕費として積算する内容で共通仮設費率に含まれる項目は、上記 1) のイ、ロ、ハ、ニ、ホと、ヘのうち、コンクリートダム・フィルダム工事では、監督員詰所及び火薬庫等の設置・撤去、維持・補修に要する費用を含む。 ロ 営繕費として積算する内容で積上げ計上する項目は、次のとおりとする。 <ul style="list-style-type: none"> (イ) 監督員詰所及び火薬庫等の営繕（設置・撤去、維持・修繕）に要する費用 監督員詰所及び火薬庫等の設置は、工事期間、工事場所、施工時期、工事規模、監督体制等を考慮して土地の借上げ費用等を含めた必要な経費を積上げるものとする (ロ) 現場事務所、監督員詰所等の美装化、シャワーの設置、トイレの水洗化等のイメージアップに要する費用 (ハ) その他、現場条件等により積上げを要する費用 ハ 上記(ロ)の積算方法は別途定める。 <p>3) 除雪工事（業務）で営繕費の補正を行う場合の共通仮設費率の補正</p> <ul style="list-style-type: none"> イ 除雪工事（業務）で現場事務所、労働者宿舍、倉庫を貸与する場合の共通仮設費率の補正について積算基準において、共通仮設費率に含まれる営繕費の項目は、上記のとおりであるが、除雪工事（業務）においては、現場事務所、労働者宿舍、倉庫を貸与する場合がある。そのため、共通仮設費率に対して現場事務所、労働者宿舍、倉庫の設置・撤去・維持・補修の割引補正を行う必要がある。 		

土木工事積算要領（一般土木編） の 改定・追加・訂正

ページ	積算要領	改定 追加 訂正	適用年月日(平成29年5月1日以降積算基準日適用)
要領・ 土木 12	<p>ニ 設計変更による取扱いは次のとおりとする。 (イ) 大都市、施工地域、工事場所の設計変更での取扱いは、「設計図書等作成要領（請負工事編）」による。</p>		
現行	<p>~~~~~ ~~~~~ ~~~~~ ~~~~~ ~~~~~ ~~~~~ ~~~~~ ~~~~~ ~~~~~ ~~~~~</p> <p>(4) 支給品の取扱い 資材等を支給するときは、当該支給品費を純工事費に加算した額を現場管理費算定の対象となる純工事費とする。</p>		
同上	<p>ニ 設計変更による取扱いは次のとおりとする。 (イ) 大都市、施工地域、工事場所の設計変更での取扱いは、「設計図書等作成要領（請負工事編）」による。</p>		
改定	<p>ホ 緊急工事の補正は次のとおりとする。 緊急工事とは、0%の補正値を加算するものとする。緊急工事とは、昼夜間連続作業が前提となる工事で下記に掲げる緊急復旧事業並びにこれと同等の緊急を要する事業とする。</p> <p>(イ) 河川、砂防施設、地すべり防止施設の災害への対応 ①破壊して人命、財産、用水の確保等に重大な影響を及ぼし、又は及ぼすおそれがある場合 ②災害箇所において再度の高潮、出水等により堤防、その他の施設が増壊して人命、財産、用水の確保等に重大な影響を及ぼすおそれがある場合</p> <p>(ロ) 道路災害への対応 ①道路の埋没又は欠陥、橋梁の流出等により、当該道路による交通が不可能となり、又は著しく困難である場合 ②被災箇所を放置することによって、さらに相当な被害を生じるおそれがある場合</p> <p>(4) 支給品の取扱い 資材等を支給するときは、当該支給品費を純工事費に加算した額を現場管理費算定の対象となる純工事費とする。</p>		

土木工事積算要領（一般土木編） の 改定・追加・訂正

ページ	積算要領	改定 追加 訂正	適用年月日(平成29年7月3日以降積算基準日適用)
要領・ 土木 13	<p>3-3 一般管理費等</p> <p>一般管理費等は、工事施工にあたる企業の継続運営に必要な費用をいい、一般管理費及び付加利益からなり、一般管理費等率を用いて積算する。</p> <p>(1) 一般管理費の項目及び内容は次項のとおりとする。</p> <p style="margin-left: 20px;">イ 役員報酬</p> <p style="margin-left: 40px;">取締役及び監査役に対する報酬</p>		
現行			
同上	<p>3-3 一般管理費等</p> <p>一般管理費等は、工事施工にあたる企業の継続運営に必要な費用をいい、一般管理費及び付加利益からなり、一般管理費等率を用いて積算する。</p> <p>(1) 一般管理費の項目及び内容は次項のとおりとする。</p> <p style="margin-left: 20px;">イ 役員報酬</p> <p style="margin-left: 40px;">取締役及び監査役に対する報酬及び役員賞与(損金算入分)</p>		
改定			

土木工事積算要領（一般土木編） の 改定・追加・訂正

ページ	積算要領	改定 追加 訂正	適用年月日(平成29年7月3日以降積算基準日適用)
要領・ 土木 14	<p>(2) 付加利益の項目</p> <p style="margin-left: 20px;">イ 法人税、都道府県民税、市町村民税等</p> <p style="margin-left: 20px;">ロ 株主配当金</p> <p style="margin-left: 20px;">ハ 役員賞与金</p> <p style="margin-left: 20px;">ニ 内部留保金</p> <p style="margin-left: 20px;">ホ 支払利息及び割引料・支払保証料その他の営業外費用</p>		
現行			
同上	<p>(2) 付加利益の項目</p> <p style="margin-left: 20px;">イ 法人税、都道府県民税、市町村民税等</p> <p style="margin-left: 20px;">ロ 株主配当金</p> <p style="margin-left: 20px;">ハ 役員賞与金(損金算入分を除く)</p> <p style="margin-left: 20px;">ニ 内部留保金</p> <p style="margin-left: 20px;">ホ 支払利息及び割引料・支払保証料その他の営業外費用</p>		
改定			

土木工事積算要領（機械設備編） の 改定・追加・訂正

ページ	積算要領	改定 追加 訂正	適用年月日(平成29年7月3日以降積算基準日適用)
要領・ 機械 9	4. 一般管理費等 一般管理費等の項目及び内容は、次のとおりとする。 (1) 一般管理費 施工に当る企業の経営管理及び活動に必要な本店及び支店における経常的な費用である。 1) 役員報酬 取締役及び監査役に対する報酬 2) 従業員給料手当等 本店及び支店の従業員に対する給料、諸手当及び賞与。 3) 退職金 退職給与引当金繰入額並びに退職給与引当金の対象とならない役員及び従業員に対する退職金。		現行
同上	4. 一般管理費等 一般管理費等の項目及び内容は、次のとおりとする。 (1) 一般管理費 施工に当る企業の経営管理及び活動に必要な本店及び支店における経常的な費用である。 1) 役員報酬 取締役及び監査役に対する報酬及び役員賞与金(損金算入分)。 2) 従業員給料手当等 本店及び支店の従業員に対する給料、諸手当及び賞与。 3) 退職金 退職給与引当金繰入額並びに退職給与引当金の対象とならない役員及び従業員に対する退職金。		改定 (明確化)

土木工事積算要領（機械設備編） の 改定・追加・訂正

ページ	積算要領	改定 追加 訂正	適用年月日(平成29年7月3日以降積算基準日適用)
要領・ 機械 10	(2) 付加利益 施工に当る企業が継続して経営するために必要な費用である。 1) 法人税、都道府県民税、市町村民税等 2) 株主配当金 3) 役員賞与金 4) 内部留保金 5) 支払利息割引料、支払保証料その他の営業外費用 5. 消費税等相当額 消費税等相当額は、消費税及び地方消費税相当分の費用である。		現行
同上	(2) 付加利益 施工に当る企業が継続して経営するために必要な費用である。 1) 法人税、都道府県民税、市町村民税等 2) 株主配当金 3) 役員賞与金(損金算入分を除く) 4) 内部留保金 5) 支払利息割引料、支払保証料その他の営業外費用 5. 消費税等相当額 消費税等相当額は、消費税及び地方消費税相当分の費用である。		改定 (明確化)

土木工事積算要領（機械設備編） の 改定・追加・訂正

ページ	積算要領	改定 追加 訂正	適用年月日（平成29年7月3日以降積算基準日適用）
要領・ 機械 23 現行	<p>e 建設機械等の日々回送（分解・組立・輸送）に要する費用</p> <p>f 機材等（型枠材、支保材、足場材、敷鉄板（敷鉄板設置撤去工で積上げた分は除く。）、トレミー管等）の搬入、搬出及び現場内小運搬</p> <p>ロ 積上げ積算による運搬費は、次のとおりとし、工事施工上必要なものを適正に積上げるものとする。</p> <p>a 質量20t以上の建設機械の貨物自動車等による運搬に要する費用 なお、運搬される建設機械の運搬中の賃料又は損料についても積上げるものとする。 ただし、建設機械の日々回送の場合は、共通仮設費率に含む。</p> <p>b 仮設材等（鋼矢板、H形鋼、覆工板、敷鉄板等）の運搬に要する費用</p> <p style="text-align: center;">~~~~~</p> <p style="text-align: center;">~~~~~</p> <p style="text-align: center;">~~~~~</p> <p style="text-align: center;">~~~~~</p> <p>c その他、工事施工上必要な建設機械器具の運搬に要する費用</p> <p style="text-align: center;">~~~~~</p> <p>2) 準備費</p> <p>イ 共通仮設費率に含まれる準備費は、次のとおりとする。</p>		
同上 改定 (明確化) (追加)	<p>e 建設機械等の日々回送（分解・組立・輸送）に要する費用</p> <p>f 機材等（型枠材、支保材、足場材、敷鉄板（敷鉄板設置撤去工で積上げた分は除く。）、トレミー管等）の搬入、搬出及び現場内小運搬</p> <p>ロ 積上げ積算による運搬費は、次のとおりとし、工事施工上必要なものを適正に積上げるものとする。</p> <p>a 質量20t以上の建設機械の貨物自動車等による運搬に要する費用 なお、運搬される建設機械の運搬中の賃料又は損料についても積上げるものとする。 ただし、建設機械の日々回送の場合は、共通仮設費率に含む。</p> <p>b 仮設材等（鋼矢板、H形鋼、覆工板、敷鉄板等）の運搬に要する費用</p> <p style="text-align: center;"><u>ただし、敷鉄板については敷鉄板設置・撤去で積上げ計上した敷鉄板を対象とする。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>c 再建設機械の分解・組立及び輸送に要する費用。（運搬中の本体賃料・損料及び分解・組立時の本体賃料含む。）</u></p> <p style="text-align: center;"><u>ただし、トラッククレーン（油圧伸縮ジブ型20～50t吊）・ラフテレーンクレーン（油圧伸縮ジブ型20～70t吊）は共通仮設費率に含まれる。</u></p> <p>d その他、工事施工上必要な建設機械器具の運搬に要する費用</p> <p style="text-align: center;"><u>e 上記イ及びロ(a)から(d)における自動車航送船使用料に要する費用。(運搬中の本体賃料・損料を含む。)</u></p> <p>2) 準備費</p> <p>イ 共通仮設費率に含まれる準備費は、次のとおりとする。</p>		

- (ハ) 建設機械の自走による運搬に要する費用。
ただし、トラッククレーンラチスジブ型25t吊及び油圧伸縮ジブ型80t吊以上は積上げ計上する。
- (ニ) 建設機械等（重建設機械含む）の日々回送（分解・組立・輸送）に要する費用。
- (ホ) 質量20t以上の建設機械の現場内小運搬に要する費用。
ただし、特殊な現場条件により分解・組立を必要とする場合は、別途加算する。
- (ヘ) トラッククレーン（油圧伸縮ジブ型20～50t吊）・ラフテレーンクレーン（油圧伸縮ジブ型20～70t吊）の分解、組立及び輸送に要する費用。
- ロ 建設機械器具の運搬等に要する費用で積上げ計上とする項目は次のとおりとする。
 - (イ) 質量20t以上の建設機械の貨物自動車等による運搬に要する費用。
なお、運搬される建設機械の運搬中の賃料又は損料についても積上げるものとする。
ただし、建設機械の日々回送の場合は、共通仮設費率に含む。
 - (ロ) 仮設材等（鋼矢板、H形鋼、覆工板、敷鉄板等）の運搬に要する費用。
ただし、敷鉄板については敷鉄板設置・撤去で積上げ計上した敷鉄板を対象とする。
 - (ハ) 重建設機械の分解・組立及び輸送に要する費用。（運搬中の本体賃料・損料及び分解・組立時の本体賃料含む。）
ただし、トラッククレーン（油圧伸縮ジブ型20～50t吊）・ラフテレーンクレーン（油圧伸縮ジブ型20～70t吊）は共通仮設費率に含まれる。
 - (ニ) 上記に掲げるもののほか、工事施工上必要な建設機械器具の運搬等に要する費用。
 - (ホ) 上記イ及びロ（イ）から（ニ）における自動車航送船使用料に要する費用（運搬中の本体賃料・損料を含む。）

2) 積算方法

積算は、「**土木工事積算基準 107-010 運搬費（共通仮設費）**」による。

3) 建設機械等の運搬基地

運搬基地は、建設機械等の所在場所等を勘案して決定するものとする。

4) 直接工事費に計上される運搬費

- (イ) 鋼桁、門扉、工場製作品の運搬
- (ロ) 支給品及び現場発生品の運搬

(3) 準備費の積算

1) 準備費として積算する内容は次項のとおりとする。

イ 準備及び後片付けに要する費用

- (イ) 着手時の準備費用
- (ロ) 施工期間中における準備、後片付け費用
- (ハ) 完成時の後片付け費用

ロ 調査・測量、丁張等に要する費用

- (イ) 工事着手前の基準測量等の費用
- (ロ) 縦、横断面図の照査等の費用
- (ハ) 用地幅杭等の仮移設等の費用
- (ニ) 丁張の設置等の費用

ハ ブルドーザ、レーキドーザ、バックホウ等による雑木や小さな樹木、竹などを除去する伐開・除根・除草と、それに伴う現場内の集積・積込及び、整地、段切り、すりつけ等に要する費用（樹木をチェーンソー等により切り倒す伐採作業は含まない。）

ニ 伐開、除根等に伴い、発生する建設廃棄物等の工事現場外への搬出及びその処理に要する費用

含む)

(ワ) 品質証明に係る費用（品質証明費）

ロ 技術管理費として積算する内容で積上げ計上する項目は、次のとおりとする。

(イ) 特別な品質管理等に要する費用。

- ・土質等試験：品質管理基準に記載されている項目以外の試験
- ・地質調査：平板戴荷試験、ボーリング、サウンディング、その他原位置試験
- ・グラウンドアンカー工の基本調査試験

(ロ) 現場条件等により積上げ計上する項目は次のとおりとする。

- ・軟弱地盤等における計器の設置・撤去及び測定・取りまとめに要する費用
- ・試験盛土等の工事に要する費用、トンネル（NATM）の計測Bに要する費用
- ・下水道工事において目視による出来形の確認が困難な場合に用いる特別な機器に要する費用
- ・施工前に既設構造物の配筋状況の確認を目的とした特別な機器（鉄筋探査等）を用いた調査に要する費用

(ハ) 施工合理化調査に要する費用

(ニ) ICT建設機械に要する以下の費用

- ・保守点検
- ・システム初期費
- ・3次元起工測量、3次元設計データの作成費用

(ホ) その他前記（イ）、（ロ）、（ハ）、（ニ）に含まれない項目で、特に技術的判断に必要な資料の作成に要する費用

(8) 営繕費の積算

1) 営繕費として積算する内容は次項のとおりとする。

- イ 現場事務所、試験室等の営繕（設置・撤去、維持・修繕）に要する費用
- ロ 労働者宿舍の営繕（設置・撤去、維持・修繕）に要する費用
- ハ 倉庫及び材料保管場の営繕（設置・撤去、維持・修繕）に要する費用
- ニ 労働者の輸送に要する費用
- ホ 上記イ、ロ、ハに係る土地・建物の借上げに要する費用
- ヘ 監督員詰所、火薬庫の営繕（設置・撤去、維持・修繕）に要する費用
- ト イからヘに掲げるもののほか工事施工上必要な営繕等に要する費用

2) 積算方法

- イ 営繕費として積算する内容で共通仮設費率に含まれる項目は、上記 1) のイ、ロ、ハ、ニ、ホと、ヘのうち、コンクリートダム・フィルダム工事では、監督員詰所及び火薬庫等の設置・撤去、維持・補修に要する費用を含む。
- ロ 営繕費として積算する内容で積上げ計上する項目は、次のとおりとする。
 - (イ) 監督員詰所及び火薬庫等の営繕（設置・撤去、維持・修繕）に要する費用
監督員詰所及び火薬庫等の設置は、工事期間、工事場所、施工時期、工事規模、監督体制等を考慮して土地の借上げ費用等を含めた必要な経費を積上げるものとする
 - (ロ) 現場事務所、監督員詰所等の美装化、シャワーの設置、トイレの水洗化等のイメージアップに要する費用
 - (ハ) その他、現場条件等により積上げを要する費用
- ハ 上記（ロ）の積算方法は別途定める。

3) 除雪工事（業務）で営繕費の補正を行う場合の共通仮設費率の補正

- イ 除雪工事（業務）で現場事務所、労働者宿舍、倉庫を貸与する場合の共通仮設率の補正について積算基準において、共通仮設費率に含まれる営繕費の項目は、上記のとおりであるが、除雪工事（業務）においては、現場事務所、労働者宿舍、倉庫を貸与する場合がある。そのため、共通仮設費率に対して現場事務所、労働者宿舍、倉庫の設置・撤去・維持・補修の割引補正を行う必要がある

- ワ 外注経費
工事を専門工事業者等に外注する場合に必要な経費
- カ 工事登録等に要する費用。
工事实績の登録等に要する費用
- コ 動力・用水光熱費
現場事務所、試験室、労働者宿舎、倉庫及び材料保管庫で使用する電力、用水、ガス等の費用
(基本料金を含む)
- タ 雑費
イからヨまでに属さない諸費用

(2) 現場管理費の積算方法

- イ 現場管理費は「表4-1、4-2、4-3、4-4 工種別現場管理費率標準値表」の工種区分に従って純工事費ごとに求めた現場管理費率を、当該純工事費に乗じて得た額の範囲内とする。
- ロ 2種類以上の工種内容からなる工事については、その主たる工種区分の現場管理費率を適用する。また、工種区分は、工事名にとられることなく工種内容によって適切に選定する。
- ハ 工種区分の設計変更での取扱いは、「設計図書等作成要領（請負工事編）」による。

(3) 現場管理費率の補正

- イ 現場管理費率は、「表5 現場管理費率の補正方法」により補正する。
- ロ 施工時期、工事期間等による補正は次のとおりとする。
 - (イ) 施工時期、工事期間等を考慮した現場管理費率の補正については、「表4-1、4-2、4-3、4-4 工種別現場管理費率標準値表」の値に1.8%の範囲内で補正する。
 - (ロ) 補正は、「表6 現場管理費率の補正（施工時期、工事期間等による補正率）」による。
 - (ハ) 施工時期、工事期間の設計変更での取扱いは、「設計図書等作成要領（請負工事編）」による。
- ハ 施工地域、工事場所による補正は次のとおりとする。
 - (イ) 大都市、施工地域、工事場所を考慮した現場管理費率の補正については、「表7-1 現場管理費率の補正（大都市による補正係数）」、「表7-2 現場管理費率の補正（施工地域、工事場所による補正率）」による。
- ニ 設計変更による取扱いは次のとおりとする。
 - (イ) 大都市、施工地域、工事場所の設計変更での取扱いは、「設計図書等作成要領（請負工事編）」による。
- ホ 緊急工事の補正は次のとおりとする。
 - 緊急工事は2.0%の補正値を加算するものとする。緊急工事とは、昼夜間連続作業が前提となる工事で下記に掲げる緊急復旧事業並びにこれと同等の緊急を要する事業とする。
 - (イ) 河川、砂防施設、地すべり防止施設の災害への対応
 - ①破堤して人命、財産、用水の確保等に重大な影響を及ぼし、又は及ぼすおそれがある場合
 - ②災害箇所において再度の高潮、出水等により堤防、その他の施設が増破して人命、財産、用水の確保等に重大な影響を及ぼすおそれがある場合
 - (ロ) 道路災害への対応
 - ①道路の埋没又は欠壊、橋梁の流出等により、当該道路による交通が不可能となり、又は著しく困難である場合
 - ②被災箇所を放置することによって、さらに相当な被害を生じるおそれがある場合

(4) 支給品の取扱い

資材等を支給するときは、当該支給品費を純工事費に加算した額を現場管理費算定の対象となる純工事費とする。

3-3 一般管理費等

一般管理費等は、工事施工にあたる企業の継続運営に必要な費用をいい、一般管理費及び付加利益からなり、一般管理費等率を用いて積算する。

(1) 一般管理費の項目及び内容は次項のとおりとする。

イ 役員報酬

取締役及び監査役に対する報酬及び役員賞与（損金算入分）

ロ 従業員給料手当

本店及び支店の従業員に対する給料、諸手当及び賞与

ハ 退職金

退職給与引当金繰入額並びに退職給与引当金の対象とならない役員及び従業員に対する退職金

ニ 法定福利費

本店及び支店の従業員に関する労災保険料、雇用保険料、健康保険料及び厚生年金保険料の法定の事業主負担額

ホ 福利厚生費

本店及び支店の従業員に係る慰安娯楽、貸与被服、医療、慶弔見舞等、福利厚生等、文化活動等に要する費用

ヘ 修繕維持費

建物、機械、装置等の修繕維持費、倉庫物品の管理費等

ト 事務用品費

事務用消耗品費、固定資産に計上しない事務用備品費、新聞、参考図書等の購入費

チ 通信交通費

通信費、交通費及び旅費

リ 動力、用水光熱費

電力、水道、ガス、薪炭等の費用

ヌ 調査研究費

技術研究、開発等の費用

ル 広告宣伝費

広告、公告、宣伝に要する費用

ヲ 交際費

本店及び支店などへの来客等の対応に要する費用

ワ 寄付金

カ 地代家賃

事務所、寮、社宅等の借地借家料

コ 減価償却費

建物、車両、機械装置、事務用備品等の減価償却額

ク 試験研究費償却

新製品又は新技術の研究のため特別に支出した費用の償却額

ケ 開発費償却

新技術又は新経営組織の採用、資源の開発、市場の開拓のため特別に支出した費用の償却額

ソ 租税公課

不動産取得税、固定資産税等の租税及び道路占用料、その他の公課

- ツ 保険料
火災保険及びその他の損害保険料
- ネ 契約保証費
契約の保証に必要な費用
(当該費用については、「表10 契約保証に係る一般管理費率の補正」によるものとする)
- ナ 雑費
電算等経費、社内打ち合わせ等の費用、学会及び協会活動等諸団体会費等の費用

(2) 付加利益の項目

- イ 法人税、都道府県民税、市町村民税等
- ロ 株主配当金
- ハ 役員賞与金（損金算入分を除く）
- ニ 内部留保金
- ホ 支払利息及び割引料・支払保証料その他の営業外費用

(3) 一般管理費等の積算方法

一般管理費等は、(1)及び(2)の額の合計額とし、「表8 一般管理費等率表（前払金支出割合が35%を超え40%以下の場合）」の工事原価ごとに求めた一般管理費等率を、当該工事原価に乗じて得た額の範囲内とする。

(4) 一般管理費等率の補正

- イ 前払金支出割合の相違による補正
前払金支出割合が35%以下の場合の一般管理費等率は、「表9 一般管理費等率表（前払金支出割合の相違による一般管理費等率の補正）」の前払金支出割合区分ごとに定める補正係数を(3)で算定した一般管理費等率に乗じて得た率とする。
- ロ 契約保証に係る補正
(4)イまでの補正を行なった一般管理費等率に、「表10 契約保証に係る一般管理費率の補正」の保証方法による補正值を加算する。
契約保証費の設計変更での取扱いは、「設計図書等作成要領（請負工事編）」による。
- ハ 支給品等の取扱い
資材等を支給するときは、当該支給品費は一般管理費等算定の基礎となる工事原価に含めないものとする。

3-4 消費税等相当額

消費税等相当額は、工事価格に消費税及び地方消費税の税率を乗じて得た額とする。

4. 一般管理費等

一般管理費等の項目及び内容は、次のとおりとする。

(1) 一般管理費

施工に当る企業の経営管理及び活動に必要な本店及び支店における経常的な費用である。

1) 役員報酬

取締役及び監査役に対する報酬及び役員賞与金（損金算入分）。

2) 従業員給料手当等

本店及び支店の従業員に対する給料、諸手当及び賞与。

3) 退職金

退職給与引当金繰入額並びに退職給与引当金の対象とならない役員及び従業員に対する退職金。

4) 事務用品費

事務用消耗品費、固定資産に計上しない事務用備品費、新聞、参考図書等の購入費。

5) 修繕維持費

建物、機械、装置等の修繕維持費、倉庫物品の管理費等。

6) 通信交通費

通信、交通費及び旅費。

7) 交際費

本店及び支店などへの来客等の対応に要する費用。

8) 法定福利費

本店及び支店の従業員に関する労災保険料、雇用保険料・健康保険料及び厚生年金保険料の法定の事業主負担額。

9) 福利厚生費

本店及び支店の従業員に係る慰安娯楽、貸与被服、医療、慶弔見舞等、福利厚生費、文化活動等に要する費用。

10) 動力・用水光熱費

電力、水道、ガス、薪炭等の費用。

11) 調査研究費

技術研究、開発等の費用。

12) 広告宣伝費

広告、公告、宣伝に要する費用。

13) 寄付金

14) 試験研究費償却

新製品又は新技術の研究のため特別に支出した費用の償却額。

15) 開発費償却

新技術又は新経営組織の採用、資源の開発、市場の開拓のため特別に支出した費用の償却額。

16) 地代家賃

事務所、寮・社宅等の借地借家料。

17) 保険料

火災保険及びその他の損害保険料。

18) 租税公課

不動産取得税、固定資産税等の租税及び道路占用料、その他の公課。

1 9) 減価償却費

建物、車両、機械装置・事務用備品等の減価償却額。

2 0) 契約保証費

契約の保証に必要な費用。

2 1) 雑費

電算等経費、社内打合わせ等の費用、学会及び協会活動等諸団体会費等の費用。

(2) 付加利益

施工に当る企業が継続して経営するために必要な費用である。

1) 法人税、都道府県民税、市町村民税等

2) 株主配当金

3) 役員賞与金（損金算入分を除く）

4) 内部留保金

5) 支払利息割引料、支払保証料その他の営業外費用

5. 消費税等相当額

消費税等相当額は、消費税及び地方消費税相当分の費用である。

- e 建設機械等の日々回送（分解・組立・輸送）に要する費用
- f 機材等（型枠材、支保材、足場材、敷鉄板（敷鉄板設置撤去工で積上げた分は除く。）、トレミー管等）の搬入、搬出及び現場内小運搬
- ロ 積上げ積算による運搬費は、次のとおりとし、工事施工上必要なものを適正に積上げるものとする。
 - a 質量20t以上の建設機械の貨物自動車等による運搬に要する費用
なお、運搬される建設機械の運搬中の賃料又は損料についても積上げるものとする。
ただし、建設機械の日々回送の場合は、共通仮設費率に含む。
 - b 仮設材等（鋼矢板、H形鋼、覆工板、敷鉄板等）の運搬に要する費用
ただし、敷鉄板については敷鉄板設置・撤去で積上げ計上した敷鉄板を対象とする。
 - c 重建設機械の分解・組立及び輸送に要する費用。（運搬中の本体賃料・損料及び分解・組立時の本体賃料含む。）
ただし、トラッククレーン（油圧伸縮ジブ型20～50t吊）・ラフテレーンクレーン（油圧伸縮ジブ型20～70t吊）は共通仮設費率に含まれる。
 - d その他、工事施工上必要な建設機械器具の運搬に要する費用
 - e 上記イ及びロ（a）から（d）における自動車航送船使用料に要する費用（運搬中の本体賃料・損料を含む。）

2) 準備費

- イ 共通仮設費率に含まれる準備費は、次のとおりとする。
 - a 工事着手前の基準点測量等や工事着手時の準備費用
 - b 完成時の跡片付け費用
- ロ 据付工数に含まれているものは、次のとおりとする。
施工期間中における準備、後片付け費用
- ハ 積上げ積算による準備費は、次のとおりとする。
伐開、除根、除草、整地、段切り、すり付け等に要する費用
この場合は特記仕様書に明示し、積上げ積算するものとする。

3) 事業損失防止施設費

- 現場条件等を適確に把握することにより必要額を適正に積上げるものとする。
- a 工事施工に伴って発生する騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等に起因する事業損失を未然に防止するための仮施設の設置費、撤去費、及び当該仮施設の維持管理等に要する費用
 - b 事業損失を未然に防止するために必要な調査等に要する費用

4) 安全費

- イ 共通仮設費率に含まれる安全費は、次のとおりとする。
 - a 工事地域内全般の安全管理上の監視、あるいは連絡等に要する費用
 - b 不稼働日の保安要員等の費用
 - c 安全用品等の費用
 - d 安全委員会等に要する費用
 - e 標示板、標識、保安燈、防護柵、バリケード、照明等の安全施設類の設置、撤去、補修に要する費用及び使用期間中の損料
- ロ 積上げ積算による安全費は次のとおりとし、現場条件等を適確に把握し、必要額を適正に積上げるものとする。
なお、積上げ計上した場合は、特記仕様書に明示するものとする。
 - a 鉄道等に近接した工事現場における出入口等に配置する安全管理要員等に要する費用
 - b 夜間作業を行う場合における照明に要する費用
 - c 酸素欠乏症の予防に要する費用
 - d 河川、海岸工事等における救命艇に要する費用
 - e 粉じん作業の予防に要する費用
 - f 高圧作業の予防に要する費用
 - g 長大トンネル等における防火安全対策に要する費用

- h バリケード、転落防止柵、工事標識、照明等のイメージアップに要する費用
 - i その他、現場条件等により積上げを要する費用
- 5) 役 務 費
- 現場条件を適確に把握することにより必要額を適正に積上げるものとする。
- a 土地の借上げ等に要する費用
 - b 電力、用水等の基本料
 - c 電力設備用工事負担金
- 6) 技術管理費
- イ 共通仮設費率に含まれる技術管理費は、次のとおりとする。
- a 据付けにおいて施工管理に必要な試験に要する費用
 - b 据付けにおける出来形管理のための測量、計測、図面作成に要する費用
 - c 据付けにおける品質管理のための資料の作成に要する費用
 - d 据付けにおける工程、出来形、品質管理の確認等に必要写真管理に要する費用
 - e 据付けにおける工程管理のための資料の作成等に要する費用
 - f 現場据付試運転報告書等の作成に要する費用
 - g 据付けにおける完成図書等の作成に要する費用
 - h 据付けにおける塗装膜厚施工管理に要する費用
 - i 据付けにおける施工管理で使用するOA機器の費用
 - j 品質証明に係る費用（品質証明書）
 - k 情報共有システムに係る費用（登録料および利用料）
- ロ 積上げ積算による技術管理費は次のとおりとし、必要額を適正に積上げるものとする。
- なお、積上げ計上した場合は特記仕様書に明示するものとする。
- a マイクロフィルムの作成に要する費用
 - b コンクリート中の塩化物総量規制に伴う試験に要する費用
 - c 施工管理基準に記載されている項目以外の試験等特別な品質管理に要する費用。
 - d その他、現場条件等により積上げを要する費用
 - e 上記以外に特に技術的判断に必要な資料の作成に要する費用
- 7) 営 繕 費
- イ 共通仮設費率に含まれる営繕費は、次のとおりとする。
- a 現場事務所等の営繕（設置、撤去、維持・補修）に要する費用
 - b 労働者宿舍の営繕（設置、撤去、維持・補修）に要する費用又は、労働者が旅館等に宿泊した場合の宿泊に要する費用
 - c 倉庫及び材料保管場の営繕（設置、撤去、維持・補修）に要する費用
 - d 労働者の輸送に要する費用
 - e 営繕費に係る土地、建物の借上げに要する費用
- ロ 積上げ積算による営繕費は次のとおりとし、必要額を適正に積上げるものとする。
- なお、積上げ計上した場合は特記仕様書に明示するものとする。
- a 監督員詰所の営繕（設置、撤去、維持・補修）に要する費用
 - b 特別に必要な製作品の現場における保管倉庫の営繕（設置、撤去、維持・補修）に要する費用
 - c 現場事務所、監督員詰所等の美装化、シャワーの設置、トイレの水洗化等に要する費用
 - d 工事施工上、必要な営繕等に要する費用。